

○生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年12月生駒市条例第39号)新旧対照表(附則第3項関係)

現行	改正案
(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準) 第4条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第43号)に定める基準(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)	(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準) 第4条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和8年9月生駒市条例第 号)に定める基準(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)